

⑦ 各科授業要旨の改正

各科授業要旨(169頁参照)は『東京美術学校一覽從大正十五年至大正十六年』所載分より記述に改正が加えられた。改正された部分を次に記す。

日本畫科

日本畫科ハ各學年毎ニ擔任教官アリテ専ラ東洋畫創作ノ基礎教育ヲ授ク、實技ハ模寫臨畫、寫生及新案競技トシテニ課スル學課ハ一般共通學課及選擇課目ノ外東洋繪畫史、風俗史、解剖學、遠近法トス

模寫及臨畫ハ各學年ヲ通シテ之ヲ課シ古名家ノ事蹟ヲ溫ネテ各時代作家ノ著想用意及運筆傳彩ノ法ヲ知ラシム

寫生ハ初學年ニ於テハ専ラ花卉野菜魚貝ノ類ヲ與ヘテ寫サシメ漸ク進ミテ禽獸ノ寫生ニ移リ併セテ石膏像ノ寫生ヲ課シ人體描寫ノ基本教育ヲ施シ第三學年ニ於テハ稍程度ノ進ミタル石膏像ノ寫生及男女「モデル」ヲ使用シテ人體描寫ノ技能ヲ授ケ第四學年以後ニ於テハ専ラ人體寫生ヲナサシム

尙各學期ノ中間適當ノ季節ヲ選ミ教官指導ノ下ニ効外寫生ヲ行ヒ之ヲ基礎トシテ風景畫ヲ作成セシム 又各學年ヲ通シ各學期ノ終ニ於テ競技ヲ課シ稍大ナル畫面ヲ使用シ各自ノ考案ヲ以テ新作セシメ其學期間修得ノ技倆ヲ檢ス

卒業期ニ至リテハ専ラ卒業製作ニ從事セシム

西洋畫科

西洋畫科ハ第一第二學年ハ年級毎ニ教授スレドモ第三學年以上ハ之ヲ第一第二第三ノ三教室ニ分チ各室ニ擔任教授ヲ置キ生徒ノ志

望ニ由リテ何レカノ教室ニ入ラシメ主トシテ木炭畫、油畫ヲ教授ス、特ニ課スル學課ハ一般共通學課及選擇課目ノ外西洋繪畫史、解剖學、遠近法トス

第一學年ニ於テハ専ラ石膏像ニ據リテ木炭畫ヲ習得セシメ傍ラ油繪ノ靜物、風景等ヲ描カシム、第二學年ニ於テハ人體「デッサン」ヲ課シ第三學年以上ニ於テハ油繪ヲ課ス、風景畫ハ期日ヲ限定シテ郊外寫生ヲナサシム、又各學年ヲ通シ各學期ノ終ニ於テ競技ヲ課シ技能ノ優劣ヲ判定ス

卒業期ニ入リテ卒業製作ニ從事セシメ併セテ自畫像ヲ描寫セシム

彫刻科

彫刻科ヲ分チテ塑造部、木彫部ノ二トシ生徒ノ志望ニ依リテ其一ヲ選ビ學修セシム 特ニ課スル學課ハ一般共通學課及選擇課目ノ外彫刻史、解剖學、遠近法トス 塑造部ニテハ第一學年ヨリ皆塑土ヲ以テ彫刻ノ術ヲ學修セシム 其初メハ石膏製ノ手本ヲ與ヘテ之ヲ模セシメ技倆漸ク進ムニ從ヒ人體ニ依リテ其形ヲ寫サシム 卒業期ニ至リテ専ラ卒業製作ヲナサシムルコト他科ニ同シ

木彫部ノ教授順序モ亦略々塑造部ノ如ク古作品ヲ模セシメ或ハ塑土ヲ以テ原型ヲ作ルノ術ヲ學バシム 又時々各自ノ創案ヲ以テ製作セシム 卒業期ニ至リ卒業製作ヲナサシムルコト塑造部ニ同シ 繪畫ハ彫刻ニ必要ナル繪畫ヲ修メシムルモノニシテ別ニ設クル教室ニ於テ之ヲ課ス

建築科

建築科ニテハ建築及建築裝飾ニ關スル圖案ト理論トヲ專修セシム 特ニ課スル學科ハ東西建築史、建築學、理學、用器畫法トシ實

習ハ製圖、繪畫、彫塑ヲ修メシムルノ外屢々建築工場及實物製作ニ就キテ見學シ又實測ヲナサシメ時々創案ヲ以テ製作ニ從事セシム 創案ハ既ニ學修シタル學理ト製圖力トニ依リ各學年ヲ通シ各自ノ意匠ヲ須キテ創作セシムルモノナリ、卒業期ニ在リテハ實際ノ要件ヲ基礎トセル建築及建築裝飾圖案ニヨリテ卒業製作ヲナサシム 而シテ學科ノ内容ヲ示セバ左ノ如シ

建築史ハ之ヲ東西ニ別チ東洋建築史ハ主トシテ日本建築史ヲ教ヘ朝鮮、支那及印度ニ於ケル建築沿革ノ大要ニ及ボシ西洋建築史ハ歐米ニ於ケル古代ヨリ現今ニ至ル建築様式ノ變遷ト特徵ノ概略ヲ講授ス

建築學ハコレヲ數課目ニ分ツ 即チ建築構造、建築材料、施工法等ニ於テハ建築ノ骨骼、構造及之ガ施工ノ大要ト現場ニ臨メル心得及工費見積ノ概要等ヲ教ヘ建築意匠、建築裝飾ニテハ建築及家具ノ意匠製作ニ關スル理論ト要件トヲ修メシメ日本建築ニ於テハ過去ノ建築ヲ研究シ且將來日本特有ノ建築創成ニ對スル智識ヲ養成セシム 又色彩學ニテハ色彩ニ關スル學理ヲ授ケ尙地質、測量、衛生、地震、音響、庭園其他建築ニ關係アル特別ノ講義ヲ課ス

學理ノ中、數學、力學ハ建築理論ニ關係アル各學科ノ理解力ト數理的智識ノ涵養ヲ目的トシ構造力學ニ在リテハ建築物ノ安全ヲ期スル要素及其計算ヲ修メシムルニアリ

用器畫法ハ投影陰影ニ始マリ圖法幾何及遠近法ニ至ル理論ト圖法トヲ教ヘ圖案、寫生等ニ於ケル正確ナル力ヲ養フニアリ

繪畫ハ木炭畫ヲ主トシ建築及各種ノ形體ヲ正確ニ模寫スル力ト傳

彩色色ノ法ヲ習得セシメ以テ製圖及圖案ノ力ヲ補フ 彫塑ハ塑土ヲ以テ立體的形像ノ研究ヲナン或ハ裝飾彫刻ノ力ヲ修得セシム

圖案科

圖案科ニテハ各種ノ工藝圖案ヲ專修セシムルモノトス、實習ヲ分チテ圖案、繪畫、各種工藝製作及彫塑トシ特ニ課スル學課ハ一般共通學課及選擇課目ノ外工藝史、圖案法、各種工藝製作法、用器畫法等トス 第一學年ノ實習ハ專ラ繪畫彫刻トシ第二學年以後ノ實習ハ圖案、繪畫、各種工藝製作トス

圖案實習ハ動植物ヲ寫生シテ其資料ニヨリ、又内外新古各時代各種工藝ノ様式ヲ基本トシテ圖案ヲ修得セシム 而シテ此等ノ學習ニヨリ各自ノ意匠ヲ須キテ創作セシメ更ニ卒業期ニ至リ實際ノ要件ヲ基礎トシテ各自所選ノ工藝圖案ノ卒業製作ヲナサシム

繪畫ヲ分チテ日本畫、西洋畫トシ彫刻ヲ分チテ木彫塑造トシ孰レモ臨模寫生新案等ヲ作成セシム

各種工藝製作法ハ漆工、金工、鑄金、陶磁器、染織、印刷等ノ講義及實習ヲナサシム

金工科

金工科ヲ分チテ彫金部、鍛金部トシ生徒ノ志望ニ依リテ其ノ一ヲ學修セシムト雖モ第一學年ニアリテハ專ラ繪畫及彫刻ヲ課シ又第三學年ニ至ルマデハ彫金、鍛金兩者ヲ兼修シ第四學年以後各部專屬ノ技法ヲ修得セシムルモノトス、特ニ課スル學課ハ一般共通學課及選擇課目ノ外圖案法、製作法、工藝史、金工史及工藝化學トス

彫金ハ最初鑿ノ運用ト基本工法トヲ自得セシムル爲メ手本ヲ與ヘテ彫刻ノ順序ヲ授ケ次デ應用試作セシメ技術漸ク進ムニ從ヒ次第ニ複雑ナル各種手法ヲ教ヘ傍ラ新案彫刻ヲ作サシム

鍛金實習ノ順序モ亦略々彫金部ノ如ク其初メ各金屬ノ錘起法ヲ授ケ且器物ノ作法ヲ教ヘ其技漸ク進ムニ從ヒ鳥獸人物等ヲ作ルコトヲ學修セシメ傍ラ新案ヲ以テ作成セシム 卒業期ニ至リ以上ノ技術ヲ以テ卒業製作ヲナサシムルコト他科ニ同シ

塑造ハ塑土ヲ以テ原型ヲ作ルノ法ヲ學修セシムルモノニシテ別ニ設クル所ノ教室ニ於テ之ヲ課ス

繪畫及圖案ハ繪畫ノ力ヲ養ヒ並ニ金工ニ必要ナル圖案ヲ學修セシムルモノニシテ別ニ設クル教室ニ於テ之ヲ課ス

鑄造科

鑄造科ニハ鑄液及蠟型教室、塑造教室傳色教室、鑄造工場アリテ鑄造ノ術ヲ教ヘ又特ニ課スル學課ハ一般共通學課及選擇課目ノ外圖案法、工藝史及金工史、製作法、工藝化學トス

第一學年ニ於ケル實習ハ繪畫及彫刻ヲ課スルコト金工科ニ同シ鑄造實習ハ塑土又ハ蠟型ニテ器物室内裝飾品彫像等ノ鑄造原型ヲ作ル方法ヨリ之ヲ鑄成シテ傳色スル術ヲ教フルモノニシテ其初メハ手本ニ由リテ簡單ナル薄肉半肉ノ手板又ハ額面ヨリ漸次其技ノ熟スルニ從ヒ各自ノ創案セル筆筒香爐花瓶ノ類ヲ造ラシメ又寫生シタル鳥獸人物等ヲ鑄成セシム 卒業期ニ至リテ卒業製作ヲナサシムルコト他科ニ同シ

塑造ハ塑土ヲ以テ原型ヲ作ルノ基本教育ヲ施シ蠟型ハ蠟ヲ以テ鑄造ノ原型ヲ作ルコトヲ學バシム

今茲ニ鑄造ノ順序ヲ略説スレバ手本ニ由リ又ハ寫生新案ヲ以テ蠟若クハ塑土ニテ物形ヲ作ルヤ之ヲ鑄造工場ニ致シテ牝型及中子ヲ作り次ギニ熔銅ヲ注入シ然ル後其鑄型ヲ毀テ鑄成シタルモノハ鑄液教室ニ於テ仕上ゲヲ爲シ了レバ則チ傳色教室ニ入りテ適宜ニ傳色ヲ爲シ是ニ於テ初メテ成品ヲ見ルヲ得ルナリ

漆工科

漆工科ニハ蒔繪教室ト調漆教室トアリテ主トシテ蒔繪及髹漆ニ關スル總ベテノ技法ヲ學修セシム、特ニ課スル學課ハ一般共通學課及選擇課目ノ外圖案法、製作法、工藝史、漆工史及工藝化學トス蒔繪實習ハ蒔繪ニ關スル一切ノ技巧ヲ練習セシメ併セテ其作法ニ關スル事理ヲ了解セシムルト同時ニ其應用製作ノ智識ヲ與ヘ卒業期ニ至リテハ其技能ヲ應用シテ卒業製作ヲナサシム

調漆實習ハ漆ニ關スル取扱法、調合法、髹漆法等ニ至ルマデ實地ニ其作法ヲ學習セシム

又時々彫鏤實習ヲ課シ蒔繪調漆ノ作品ニ牙角貝甲ヲ彫刻嵌鏤スルノ術ヲ學ハシム 繪畫及圖案實習ハ繪畫ノ力ヲ養ヒ並ニ漆工ニ必要ナル圖案ヲ學習セシム

圖畫師範科

圖畫師範科ハ普通教育ニ從事スル圖畫科教員ヲ養成スルヲ以テ主旨トナスガ故ニ技術家タルト同時ニ教育者タルノ學識品格ヲ養ハシム各各課スル共通學科ノ外教育學及心理學、教授法、圖案法及色彩學、用器畫法、英語、教授練習ヲ課シ實技ハ自在畫、手工、習字ヲ課ス

教育學及心理學ハ教育及心理ノ理論及應用、教育史、學校衛生ヲ課ス

圖案法ハ平面及立體圖案ヲ授ケ色彩學ハ主トシテ色彩美ヲ授ク、用器畫法ハ平面圖法、投影圖法、圖法幾何、透視圖法、陰影圖法ヲ授ケ且ツ製圖ヲ課ス

英語ハ主トシテ美術及圖畫教育ニ關スル敘事論說ノ講讀ヲ學修セシム

自在畫ハ木炭畫、鉛筆畫、毛筆畫、水彩畫等トシ石膏模型、標本、實物ニ依リテ陰影、濃淡及色彩ヲ授ク 其方法ハ寫生ヲ主トシテ兼テ見取及考案ノ力ヲ練習セシム 第二年、第三年ニ至リテハ塗板上ノ練習ヲ加ヘ第三年ハ殊ニ教授練習ヲ主トシテ初等教育ヨリ中等教育ニ至ル教案ノ編成ヲ行ハシム

手工ハ粘土、切貫、厚紙細工、竹工、木工、金工、漆工及彫塑ノ一般ヲ授ケソノ意匠圖案ヲ練リ且ツ手工理論及其教授法ヲ課ス 習字ハ運筆ノ練習ヲ主トシ兼テ其教授法ヲ授ク

⑧ 齋藤佳三の圖案科改革意見

齋藤佳三は第二卷(79頁)に記したとおり、大正八年、圖案科に新風を吹き込むために今和次郎とともに講師として起用され、大いに生徒を刺激した。彼は同十一年八月から十二年十一月にかけて「社会及び社会教育に関する裝飾美術の研究並びに意匠に関する研究」を目的として欧州(特にドイツ)へ私費渡航し、その際、本校から「欧州に於ける裝飾美術教育に関する施設及び授業方法の調査」を委託された。本学に残る彼の『圖案及裝飾美術教育に関する

調査』はその報告書と考えてよいだろう。

この報告書は謄写版印刷の小冊子(23×16cm)で、本文十八頁、ドイツ国内工芸美術学校二十二校のリスト(提出の際に添付した各校の規則書は現存しない)四頁から成り、大正十五年五月十五日に齋藤が執筆したことが明記されている。内容は凡そ次のとおりである。

先ず、「一、圖案の有する領域及使命」と題して、我が国における現今の「圖案」觀念は頗る狭く、「圖案」の活用領域は工芸品にのみ止まるという観があるのは、本校圖案科のあり方にも一因ありとし、ドイツで一九〇六年に「裝飾美術に関する新意識」が樹立されたのを例にとつて、「裝飾精神」を涵養する手段こそが圖案であると言ふ。そして、國際メッセで人氣を博するものを見れば分かる通り、今日、平等化した民衆文化の要素である個人／＼の福祉を目的とした大量生産に工芸の目標を定めるべきであり、そこでは時代精神、時代趣味、時代気分を含めた裝飾精神が発揮されて現代人生活と有機的に結びつく製品が作られなければならないのだから、圖案は飽くまでもこの裝飾精神を基本にしたものでなければならぬとし、従来のように「たゞ自己の有する技術及嗜好にのみ準拠する工芸品」(つまり本校工芸部における一品製作の美術工芸品)を作る態度を以てしては圖案の新領域、すなわち我が国個有の圖案力の欠所を補ひ發達させたところの新領域の開拓はできないと、暗に本校工芸部のあり方を批判している。

次に、「二、裝飾美術の新意義及其領域」と題し、裝飾美術は個人の自由に対する覚醒と物質文化の加速度的進展を背景とする現代